

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第225条に規定する行政財産の使用料については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料)

第2条 市長は、法第238条の4第7項の規定により行政財産の使用を許可したときは、使用者から使用料を徴収することができる。

(使用料の額)

第3条 土地及び建物の使用料の年額は、[別表](#)により算定した額とする。

2 市長は、[前項](#)の規定により算定することが著しく不相当と認める土地又は建物に係る使用料については、[前項](#)の算式を参酌して別に定めることができる。

(日割計算)

第4条 使用料は、使用期間が1年に満たないときは、日割計算による。

(端数計算)

第5条 使用料の確定金額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(使用料の減免)

第6条 市長は、次に掲げる場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合
- (2) 教育の用に供する場合
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設としてその用に供する場合
- (4) 災害により使用者がその使用物件を使用目的に供し難いと認める場合
- (5) 庁舎、学校等の施設を使用する者の福利厚生のため当該施設の一部を食堂、売店等の用に供する場合
- (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、特に必要があると認める場合

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第8条 詐欺その他不正な手段によりこの条例に定める使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の加賀市行政財産使用料条例(昭和39年加賀市条例第26号。以下「合併前の条例」という。)の規定により使用の許可を受けた行政財産に係る使用料は、その許可の期間が満了するまでの間、なお合併前の条例の例による。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年3月26日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条、第9条及び第11条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月22日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加賀市行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

土地及び建物の使用料

種類		使用料算定方法(年額)
1 土地		(当該土地の価額／当該土地の面積)×使用面積×(5／100)
2 建物	(1) 建物敷地が市有地の場合	((当該建物の価額／当該建物の延べ面積)×使用面積×(8／100)＋(当該土地の価額／当該土地の面積)×当該建物の建て面積×(当該建物の使用面積／当該建物の延べ面積)×(5／100))×(110／100)
	(2) 建物敷地が借地の場合	((当該建物の価額／当該建物の延べ面積)×使用面積×(8／100)＋(当該土地の借地料の年額／当該土地の面積)×当該建物の建て面積×(当該建物の使用面積／当該建物の延べ面積))×(110／100)

備考

- 1 価額とは、適正な時価をいう。
- 2 使用許可に係る期間が1月に満たない場合における土地の使用料は、この表により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額とする。